



自動車税種別割についてのお知らせ

～自動車税種別割の納付は6月2日(月)までに～

4月1日現在で自動車を所有している方へ、自動車税種別割の納税通知書を5月初めにお送りしています。納期限の6月2日(月)までに、スマートフォン決済アプリや、コンビニエンスストア、金融機関、熊本県の各広域本部、各地域振興局、自動車税事務所で納付していただきますようお願いします。

また、クレジットカード決済での納付は、「地方税お支払サイト」を利用する必要があります。利用方法など詳しくは、納税通知書に同封のお知らせに記載している専用サイトをご覧ください。

問 熊本県県北広域本部収税課 0968-25-4116
熊本県自動車税事務所 096-368-4020



軽自動車税種別割についてのお知らせ

4月1日時点でバイクや軽自動車などを所有している方へ、納税通知書を5月上旬に送付します。6月2日(月)までにお近くの金融機関やコンビニエンスストア、高森町役場で納付していただきますようお願いします。また、スマートフォン決済アプリを利用した納付も可能です。

(障がいのある方などの減免)

障がい者・生活保護受給者等の方に関しては、軽自動車税の減免があります。

ただし、減免申請期間(納付書発送後から軽自動車税納期限の6月2日(月)まで)に申請されないと、その年度は減免が該当になりませんのでご注意ください。

詳細につきましては、高森町役場税務課までお尋ねください。

問 税務課 0967-62-1123

「軽自動車税納税証明書」の送付廃止について

軽自動車税納付確認システム(通称：軽JNK^{ジェンクス}S)の導入により、軽自動車協会にて軽自動車税の納付状況が確認できるようになったため、車検時の納税証明書の提示が原則不要となりました。そのため、口座振替・共通納税により軽自動車税を納付された方へこれまで送付していた「軽自動車税納税証明書」の送付を令和7年度より廃止いたします。

ただし、右のようなケースは、納税証明書が必要となる場合があります。交付を希望される方は、高森町役場税務課の窓口へお申し出ください。

- ・納付後すぐに車検を受ける場合
- ・中古車の購入直後の場合
- ・他市町村へ引っ越した直後の場合
- ・対象車両に過去の未納がある場合

問 税務課 0967-62-1123

年金だより



年金

国民年金保険料免除等の申請について

保険料が納め忘れの状態、万一、障害や死亡といった不測の事態が発生すると、障害基礎年金や遺族基礎年金を受けられない場合があります。

所得が少ない・失業・事業の廃止(廃業)などの理由で保険料を納付することが困難な場合には、保険料の納付が免除・猶予となる「**保険料免除制度**」や「**納付猶予制度(50歳未満)**」があります。

産前産後期間の国民年金保険料が免除になります

出産予定日または出産日が属する月の前日から4か月間の国民年金保険料が免除になります。出産予定日の6か月前から手続きができます。

免除等の申請は高森町役場住民福祉課で手続きが可能です！
ご不明な点がございましたら下記までお問い合わせください

問 熊本東年金事務所 096-367-2503